千葉市動物公園湿原ゾーン・森林ゾーン整備基本計画策定等業務委託仕様書

1 委託名

千葉市動物公園湿原ゾーン・森林ゾーン整備基本計画策定等業務委託

2 委託期間

契約締結日の翌日から令和6年3月25日(月)まで

3 目 的

「千葉市動物公園リスタート構想」に基づく再整備により、「湿原ゾーン」と「森林ゾーン」の再整備に着手する予定である。令和5年度は「湿原ゾーン」と「森林ゾーン」の ゾーニングと動線、施設配置計画などを行い、基本計画を策定する。また、合わせて森 林ゾーンの一部である動物科学館バードホールの植栽リニューアルを実施するための 設計を行う。

4 適用範囲

本仕様書は、千葉市(以下「発注者」という。)が発注する「千葉市動物公園湿原ゾーン・森林ゾーン整備基本計画策定業務委託」を受注した者(以下「受注者」という。)が遵守すべき主要な事項を示したものであり、契約書に定めるもののほか、本仕様書に基づき業務を行うものとする。

5 業務の指示及び監督

- (1)受注者は、本業務を施行するにあたり、発注者が別途定める監督職員と常に密接な連絡を取り、その指示に従わなければならない。
- (2) 受注者は、業務上必要と思われるもので、本仕様書の解釈に疑義が生じた事項及び仕様書に明記していない事項については、発注者と事前に協議し、その指示に従わなければならない。

6 委託業務の内容

(1) 湿原ゾーン・森林ゾーン整備基本計画の策定(展示計画、配置計画、修景計画、観覧導線計画、管理導線計画、便益施設計画、誘導・解説サイン配置計画など) ※湿原ゾーンは現在の躯体を可能な限り活用した施設改修を行うこととする。(別紙

株造物配置図、既存構造物一覧参照)

※森林ゾーンは、既存施設撤去による大型改修を行う。(地下インフラは可能な限り 現存を活用する)

(2) 動物科学館内バードホール植栽リニューアル設計業務

ア バードホールの植栽をリニューアルするための実施設計

- イ 設計にあたっては、動物科学館のリニューアル後の展示テーマである「熱帯雨林」 を踏まえたものとする。
- ウ リニューアルの実施は令和 6 年度を予定しているが、植物の生育を勘案した最終 的な完成形に向け段階的な整備を想定した植栽管理計画も合わせて立案すること。
- エ 9月の中間報告時までに設計概要をまとめるとともに、概算整備費を算出すること。 ※バードホールは現存する植物を可能な限り活かしたリニューアルを行う。

(3) 対象エリア (*別紙:対象区画図 参照)

ア 湿原ゾーン

現鳥類・水系ゾーン(約1.1ha)

イ 森林ゾーン

現子ども動物園(約0.6ha)、現モンキーゾーン(約1.1ha)

ウ 動物科学館

バードホール (約0.03ha)

(4) 飼育動物種

ア 湿原ゾーン

必須種	ハシビロコウ、カピバラ
他展示種 (例)	カワウソ、ビーバー、水鳥類など

イ 森林ゾーン

必須種	ゴリラ、マレーバク、フクロテナガザル	
他展示種 (例)	森林性サル類、アカカワイノシシ類、キジ類など	

ウ バードホール

必多	項種	ナマケモノ、オニオオハシ
他月	展示種 (例)	熱帯雨林に生息する鳥類など

^{*}他展示種は固定ではない(あくまでも例)

(5) 計画策定にあたっての基本な考え方(基本方針)

生息環境の再現を意識した自然修景で、見応えある風景をつくる。「動物の姿・形」を見せるのではなく「動物の生活」を魅せ、動物たちがいきいきと生活する展示空間を創出する。また、動物福祉基準への対応や希少種の保全事業についても精力的に取り組む。(別紙:基本的な考え方)

7 監修者と有識者からの意見聴取

計画全般を監修する監修者1名を設置するとともに、動物に関する専門的な知識 を要する者2名以上から意見聴取を行うものとする。監修者、有識者はいずれも 発注者が指定する。

- ※監修者、有識者の報償費等は本委託費に含むものとする。
- ※打ち合わせ回数は監修者20回程度、有識者5回程度(オンラインを含む)を想 定している。

8 納入成果品

- (1)湿原ゾーン・森林ゾーン基本計画
 - ア 基本計画書
 - イ 基本計画書概要版
 - ウ 平面図 (ゾーン全体、展示施設)
 - エ 主要箇所断面図(対象場所は協議)
 - オ イメージスケッチ、鳥観図(点数は1ゾーンにつき2~3枚程度を想定するが詳細 については協議)
 - カ 成果品を記録した電子媒体 (CD-R または DVD-R)
- (2) バードホール植栽リニューアル設計
 - ア 実施設計図
 - イ 実施設計説明書
 - ウ 数量計算書
 - エ 工事費算出書
 - オ その他植栽リニューアル業務を発注するために必要な図書
- ※上記の他、発注者からの指示に基づき、適宜、必要な書類を作成し、提出すること。
- 9 業務を進めるうえでの留意事項
- (1) 採択された企画提案書の内容に沿って業務を行うこととし、逸脱したものであってはならない。
- (2) 受注者は、業務を進めるにあたり、段階的な方向性を整理する際には、それまで実施した調査・検討結果などについて、一定の成果を取りまとめ、中間報告として発注者に提出し、了承を得るものとする。また、中間報告の主な時期については、9月及び12月を予定している。なお、提出日などの詳細については、発注者と協議のうえ、決定するものとする。
- (3) 基本計画の策定に関する庁内外の会議や、翌年度の予算編成時において、業務進捗状況についての報告を求められた場合は、必要な資料を速やかに作成し、報告するものとする。

- (4) 監督員は、業務担当課である動物公園から選任する。
- 10 法令等の遵守

本業務の実施にあたっては、本仕様書のほか、関係法令、規則等を遵守すること。

11 権利関係

- (1) 本業務における成果物の取扱い
 - ア 本業務の履行に係る成果物 (印刷物等) の所有権はすべて発注者に帰属する。
 - イ 成果物が著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第1号に規定する著作物(以下「著作物」という。)に該当する場合には、当該著作物に係る受注者の著作権(著作権法第21条から第28条までに規定する権利)を当該著作物の引渡し時に発注者に無償で譲渡するものとする。
- (2) 著作権・知的財産権の使用
 - ア 本業務を履行するに際し、第三者の著作権、特許権、その他権利を使用する場合は、 受注者がその使用に関する一切の責任、費用負担を負うものとする。
 - イ 上記に関わらず、発注者がその方法を指定した場合は、その限りではない。
- 12 発注者が提供(貸与)できる資料等
 - •各種(施設)図面類
 - ・千葉市動物公園リスタート構想

(https://www.city.chiba.jp/toshi/koenryokuchi/dobutsukoen/restartkoso.html)

- ・市保管の書籍等
- ・日本動物園水族館協会飼育ガイドライン
- ·世界動物園水族館協会動物福祉規定
- ・その他(業務に必要なデータ等)

13 その他

- (1) この業務を実施するにあたっては、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。
- (2) 本仕様書の内容について疑義が生じた場合は、その都度、発注者と協議のうえ、その 指示に従い業務を進めるとともに、発注者は業務期間中いつでもその業務の進捗状況 の報告を求めることができるものとする。

添付資料

- 対象区画図
- ・基本的な考え方(基本方針)

・平面図(湿原ゾーン:現鳥類・水系ゾーン)

(森林ゾーン:現モンキーゾーン、子ども動物園)

(動物科学館バードホール)

- ・植栽平面図(動物科学館バードホール)
- ・地下埋設図(湿原ゾーン:シート7,8,10,11。森林ゾーン:シート4,7)
- ・湿原ゾーン構造配置図
- ・湿原ゾーン既存構造物一覧